平成２９年（フ）第２１８号
福岡県久留米市花畑２丁目16番地14　フォーウィルズコート303号
破産者　山田あかね
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第６９号
北海道北見市無加川町636番地９　２Ｆ、前住所北海道北見市大正60番地51　ウォームス201号
破産者　岡崎　悠也
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第２４１号
盛岡市上田２丁目８番１号　第２ファミリア沢田201号
破産者　相澤　義道
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３８３号
盛岡市東中野町８番５号
破産者　石澤　良子
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２２号
群馬県利根郡みなかみ町藤原2285番地、住民票上の住所群馬県沼田市町田町291番地20
破産者　星野　勝夫
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２９年（フ）第２６４９号
横浜市緑区中山町929番地
破産者　越川　祐次
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５２号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田4108番地746　メゾンソレイユ103号室、開始決定時の住所長野県北佐久郡御代田町大字御代田4108番地1542
破産者　小松　裕一
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第８４号
長野県北佐久郡軽井沢町大字追分1235番地18
破産者　折田　　淳
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第１３１５号
名古屋市北区丸新町387番地　セレネイド102号
破産者　柴田　裕樹
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７５１号
名古屋市天白区平針４丁目301番地　エラン平針506号、従前の住所名古屋市緑区左京山202番地　新海ビル202号
破産者　山田　佳美
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７５６号
愛知県海部郡大治町大字馬島字西深田57番地
破産者　矢吹　秀子
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８８８号
愛知県清須市春日堀田27番地
破産者　今井　大作
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０５号
兵庫県明石市港町２番６号
破産者　酒井　伸治
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第７６号
兵庫県朝来市山東町大月1684番地
破産者　藤岡　義信
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第２１８号
奈良県大和郡山市筒井町452番地14　フローレスカＣ
破産者　上口　正美
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第６号
島根県出雲市大社町杵築南1381番地４
破産者　川上　　修
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第５１８号
熊本市北区清水万石１丁目４番３－302、住民票上の住所熊本市北区清水万石１丁目４番３－302号　阪本方
破産者　宮﨑　妙子
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１８８号
沖縄県うるま市字平良川234番地
破産者　宮良　　彰
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部